

別紙 1

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
101	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）	第91条第2項	×ア	8日	総務課総務係	
102	副町長等の解職請求代表者証明書の交付	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）	第121条	×ア	8日	総務課総務係	
103	臨時運行の許可	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）	第34条第2項	×ア	1日	総務課総務係	

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 審査基準を設定している。
 - ②「×」 審査基準を設定していない
- ア：審査基準が法令の定め尽くされているもの
イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの